

業務打合せ記録簿作成要領

1 打合せ等における発注者・受注者の行為と対応は以下を基本とする。

用語	用語の定義	発議主体		相手方の対応
		発注者	受注者	
指示	受注者に実施させること	○		回答
協議	対等な立場で合議すること	○	○	協議
報告	業務遂行状況を発注者に知らせること		○	受理
提出	書面、資料等を差し出すこと		○	受理
質問	不明な点を問うこと	○	○	回答

2 監督員が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	受注者の対応
・設計図書に定めた業務の節目以外で受注者に照査を実施させる場合（共通仕様書第1108条第4項）	指示	回答
・地元関係者への説明、交渉に受注者を協力させる場合（共仕第1115条第1項）	指示	回答
・地元協議等により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合（共仕第1115条第5項）	指示	回答
・契約書第18条、第19条、第21条の規定に基づく設計図書の変更を監督員が行う場合（共仕第1121条第2項）	指示	回答
・業務内容の変更を指示する場合の履行期間変更協議の対象であるか否かの通知（共仕第1123条第1項）	協議	回答
・業務の一時中止（共仕第1124条第1項）	指示	受理
・契約書第34条の規定に基づき成果物の部分使用を行う場合	指示	回答

3 受注者が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	発注者の対応
・特記仕様書、共通仕様書又は図面の間に相違がある場合（共通仕様書第1101条第3項）	質問	回答又は（訂正の）指示
・設計図書に疑義のある場合（共仕第1105条第2項）	質問	回答又は指示
・登録のための確認のお願い、文献抄録の登録を行おうとする場合（共仕第1110条）	協議	承諾
・登録内容確認書の写しの提出（共仕第1110条第3項）	提出	受理
・打合せにおける業務進捗状況等の説明（共仕第1111条第2項）	報告	受理
・業務計画書、変更業務計画書（共仕第1112条第1項、第3項）	提出	承諾
・官公庁からの交渉を受けた場合（共仕第1114条第2項）	報告	受理→指示等
・地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合（共仕第1115条第2項）	報告	受理→指示等
・地元関係者への説明、交渉を行った場合（共仕第1115条第3項）	報告	受理 受理→
・現地への立入りが不可能となった場合（共仕第1116条第1項）	報告	指示等
・第三者所有の土地、工作物を一時使用する必要が生じた場合（共仕第1116条第2項）	報告	受理→所有者の回答→指示
・発注者の部分使用請求に同意する場合（共仕第1127条第2項）	回答	
・共仕第1128条第1項、第2項に規定する業務以外を再委託しようとする場合（共仕第1128条第3項）	協議	承諾又は回答
・成果物を使用、複製しようとする場合又は成果内容を公表しようとする場合（共仕第1129条第1項）	協議	承諾又は回答
・使用する技術基準、公式等（共仕第1201条、第1207条第4項等）	協議	承諾又は回答

事項	定義	発注者の対応
・設計図書に示されていない業務条件を設定する必要がある場合（共仕第1208条第1項等） ・現地踏査結果の報告（共仕第1208条第2項等） ・貸与等資料と現地踏査結果が相違する場合（共仕第1207条第3項等） ・特許工法等特殊な手法を使用する場合（共仕第1209条第5項） ・電子計算機により設計計算を行う場合（共仕第1209条第10条）	協議 報告 協議 協議 協議	承諾又は指示 受理 協議→指示 承諾 協議→指示